

産業廃棄物処分量許可証

住所 広島市佐伯区五日市町大字下河内字上原1363番地1

氏名 五光産業株式会社
代表取締役 石田 定
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島市長 松 井 一 實



許可の年月日 令和 6年 3月 28日

許可の有効期限 令和 11年 3月 27日

1. 事業の範囲

区分	産業廃棄物の種類
中間処理 (破碎) 以下 余白	廃プラスチック類 (廃容器包装を含む。) 紙くず 木くず ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (廃容器包装を除く。) (廃石膏ボードに限る。) (これらのうち自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、廃プリント配線板、廃ブラウン管、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下 余白

2. 事業の用に供する全ての施設

別添検査済証のとおり。

3. 許可の条件

4. 許可の更新・変更の状況

年月日	更新・変更の別	年月日	更新・変更の別
R 6. 5. 21	更新許可	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

6. 備考